

第 6225 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2019年)令和元年 6月25日 火曜日

発行所	三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行: 税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: <a href="https://www.zeirishi-miwa.co.jp">https://www.zeirishi-miwa.co.jp</a>
-----	--

## ♠ 中小会計指針

**Q** : 中小会計指針というものがあるようですが、これはどういうものですか？

**A** : 中小企業の会計に関する指針のことで、中小企業が計算書類を作成する際に拠ることが望ましい会計処理や注記等が示されています。

### 【解説】

中小会計指針とは、「中小企業の会計に関する指針」のことをいい、商法に定められている公正なる会計指針の一つとして、また、会社法に規定されている一般に公平妥当と認められる企業会計の慣行として、普及、定着が期待されているものです。

この指針は、「中小企業が、計算書類を作成するに当たり、拠るところが望ましい会計処理や注記等を示したもの」ですので、強制的に採用しなければならないというものではないのですが、中小企業が計算書類を作成する際の指針として利用することが推奨されています。

また、会計参与設置会社については、この「指針に拠ることが適当」としていることから、推奨よりは強制に近いものとなっています。

いずれにせよ、この指針に基づいて作成された計算書類は、債権者等から信頼のおけるものとして評価されることとなります。

なお、この指針は、公開会社等を除くすべての会社の会計処理の拠り所となるよう期待されているものですので、株式会社のみならず、有限会社や合名会社、合資会社が計算書類を作成する場合についても採用されることが望まれています。

【三輪厚二税理士事務所(大阪市中央区)】

